日韓協約＜第一次＞(原文---明治 37 年 8 月 22 日)

一　韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓国政府ニ傭聘シ財務ニ関スル事項ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ
一　韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル外国人一名ヲ外交顧問トシテ外部ニ傭聘シ外交ニ関スル要務ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ
一　韓国政府ハ外国トノ条約締結其他重要ナル外交案件即外国人ニ対スル特権、譲与若ハ契約等ノ処理ニ関シテハ予メ日本政府ト協議スヘシ

明治三十七年八月二十二日
特命全権公使　林権助

光武八年八月二十二日
外部大臣署理　尹致昊

●日韓協約＜第二次＞(原文---明治 38 年 11 月 17 日)

日本国政府及韓国政府ハ両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ条款ヲ約定セリ

第一条　日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓国ノ外国ニ対スル関係及事務ヲ監理指揮スヘク日本国ノ外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ
第二条　日本国政府ハ韓国ト他国トノ間ニ現存スル条約ノ実行ヲ全フスルノ任ニ当リ韓国政府ハ今後日本国政府ノ仲介ニ由ラスシテ国際的性質ヲ有スル何等ノ条約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス
第三条　日本国政府ハ其代表者トシテ韓国皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監(レヂデント、ゼネラル)ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為京城ニ駐在シ親シク韓国皇帝陛下ニ内謁スルノ権利ヲ有ス日本国政府ハ又韓国ノ各開港場及其他日本国政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官(レヂデント)ヲ置クノ権利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ従来在韓国日本領事ニ属シタル一切ノ職権ヲ執行シ並ニ本協約ノ条款ヲ完全ニ実行スル為必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理（しょうり＊）スヘシ（掌理＝取り扱う、担当すること）
第四条　日本国ト韓国トノ間ニ現存スル条約及約束ハ本協約ノ条款ニ牴触（ていしょく）セサル限（かぎり）総テ其效力ヲ継続スルモノトス
第五条　日本国政府ハ韓国皇室ノ安寧ト尊厳ヲ維持スルコトヲ保証ス

右証拠トシテ下名ハ各本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十八年十一月十七日
特命全権公使　林権助

光武九年十一月十七日
外部大臣　林斉純

●日韓協約＜第三次＞(原文---明治 40 年 7 月 24 日)

日本国政府及韓国政府ハ速ニ韓国ノ富強ヲ図リ韓国民ノ幸福ヲ増進セムトスルノ目的ヲ以テ左ノ条款ヲ約定セリ

第一条　韓国政府ハ施政改善ニ関シ統監ノ指導ヲ受クルコト
第二条　韓国政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ処分ハ予メ統監ノ承認ヲ経ルコト
第三条　韓国ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ区別スルコト
第四条　韓国高等官吏ノ任免ハ統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フコト
第五条　韓国政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓国官吏ニ任命スルコト
第六条　韓国政府ハ統監ノ同意ナクシテ外国人ヲ傭聘セサルコト
第七条　明治三十七年八月二十二日調印日韓協約第一項ハ之ヲ廃止スルコト

右証拠トシテ下名ハ各本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十年七月二十四日
統監　侯爵　伊藤博文

光武十一年七月二十四日
内閣総理大臣　勲二等　李完用ものなり